

令和 8 年 5 月 1 日

猛暑による厳しい作業環境に対応した工事及び業務における取組（運用）

猛暑による厳しい作業環境に対応した工事及び業務における取組について、下記のとおり実施するものとする。

## 記

### 1. 対象

- ・国土交通省直轄港湾工事（海岸工事含む）

### 2. 猛暑期間・猛暑日・猛暑時間の考え方

・猛暑期間とは、気象条件、作業環境等を踏まえ、地域毎に設定するものとし、直近過去 5 か年の環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている地域毎の WBGT 値を参照し、8 時から 17 時までの WBGT 値 31 以上が観測された最初の観測日から最後の観測日を、猛暑期間の始期および終期とする。

（参考例）名古屋：環境省熱中症予防情報サイトの過去 5 か年における最初の観測日 6 月 25 日から最後の観測日 9 月 20 日までが猛暑期間となる。

仙 台：環境省熱中症予防情報サイトの過去 5 か年における最初の観測日 7 月 16 日から最後の観測日 9 月 18 日までが猛暑期間となる。

・猛暑日日数とは、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている年毎の平日の WBGT 値 31 以上の時間数を日数換算し、平均した値（対象：5 か年）とする。

・猛暑時間とは、当該工事の作業時間（原則 8 時間）内において、地域毎の環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている WBGT 値が 31 以上を観測した時間とする。

（参考例）WBGT31 以上を観測した 14:00~16:00 が当該工事の作業時間（8 時間）内であれば、14:00~16:00 は当該工事の猛暑時間となる。

### 3. 猛暑日を考慮した適切な工期設定の実施

・「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」に則り、供用係数を用いる場合は猛暑日日数として、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データで年毎の平日の WBGT 値 31 以上の時間数を日数換算し、平均した値（対象：5 か年）を工期に加えるものとする。

#### 4. 猛暑時間により現場施工を回避した場合の工期延長

- ・猛暑時間により現場施工を回避したことで工期延長が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことが可能な旨を、特記仕様書に明示するものとする。ただし、工事の性質上、工期延長が困難な場合はこの限りではない。

なお、実施については、「猛暑時間により現場施工を回避した場合の工期延長（実施要領）」による。

#### 5. 可能な範囲で予め猛暑期間を回避した工事の発注

- ・工事の発注にあたって、可能な範囲で予め猛暑期間の現場施工を回避した工事発注に努めるものとする。

工期に猛暑期間が含まれる可能性がある場合には、事業全体の工程や工事の重要度などを踏まえ、熱中症のリスクが高い作業（高温多湿な環境での作業等）が猛暑期間にかからないよう、可能な範囲で工期を調整するものとする。

工期を調整するとは、例えば、余裕期間、準備期間、工場製作、後片付け等が猛暑期間に収まるような調整や機動的な国債や平準化国債等を用いて猛暑期間を回避するような工夫をいう。

#### 6. 適切な設計図書を作成

- ・設計不足や関係機関との協議不足等により、当初発注時に見込んだ猛暑期間の工事内容や工事量が変わること、また、入札時に受注者が予定した工程が遅延することにより、猛暑期間中の現場施工の回避ができなくなることを防ぐため、発注者は現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成に努めること。

#### 7. 工事における熱中症対策に係る経費の計上

- ・港湾請負工事における熱中症対策費用は、共通仮設費、現場管理費にて率計上しているが、計上されていない現場の施設や設備に対する熱中症予防等については、別途現場環境改善費として積み上げ計上を行うものとする。

なお、実施については、「熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について（実施要領）」による。

#### 8. 業務における熱中症対策に係る経費の計上

- ・建設コンサルタント業務等における熱中症対策費用は、間接原価等に作業員個人に対する費用を計上しているが、現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、積み上げ計上を行うものとする。

なお、実施については「業務における熱中症対策に関する費用計上について（実施要領）」による。

## 9. 猛暑時間により現場施工を回避した場合の施工能力補正（試行）

- ・猛暑時間により現場施工を回避したことで、作業時間が減少し、施工能力が低下した場合の対応として受発注者協議のうえ施工能力補正を行うことができるものとする。

なお、実施については、「猛暑時間により現場施工を回避した場合の施工能力補正（試行）（実施要領）」による。

## 10. 適用

- ・業務に関しては、「工事」を「業務」に、「現場施工」を「現場作業」に、「工期」を「履行期間」に、「監督職員」を「調査職員」にそれぞれ読み替えて対応する。